

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請・受付開始のお知らせ

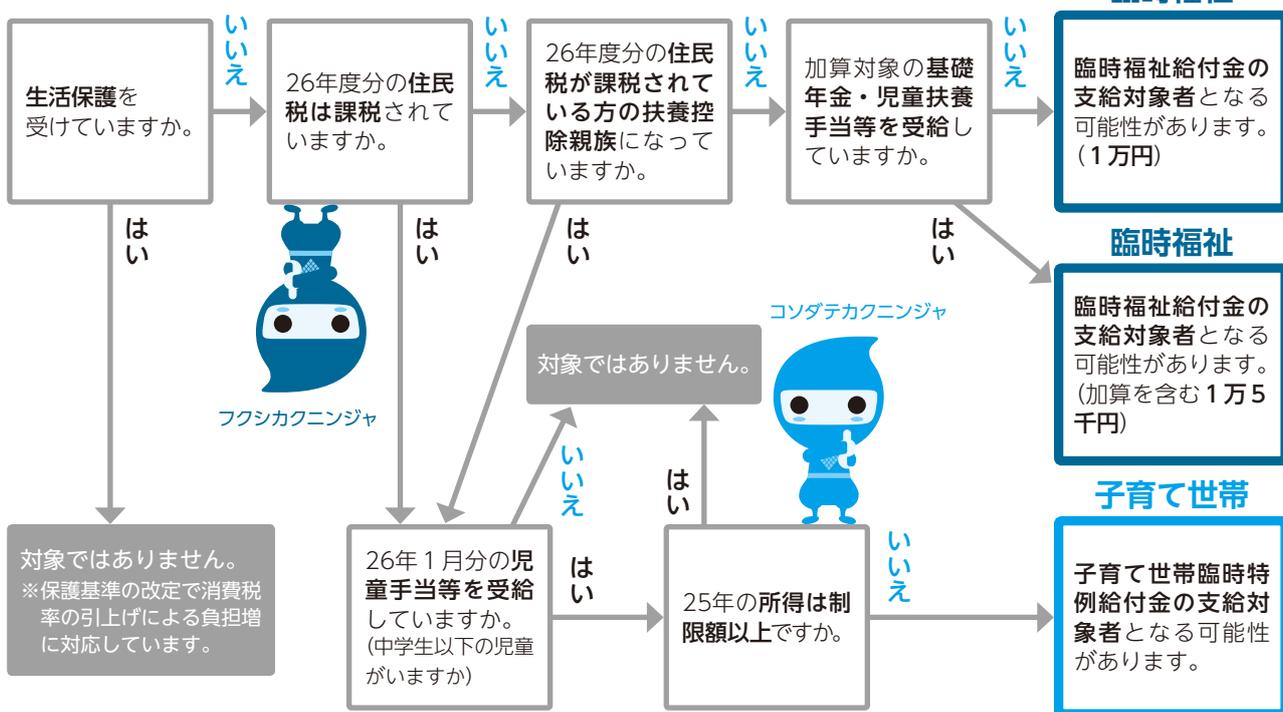
4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方に対する負担の配慮として、また、子育て世帯への影響の緩和などのため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。市では、7月15日に対象となる可能性のある方へ申請書を送付します。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象	平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方 ※自身を扶養している方が課税されている場合は対象外です。 ※生活保護制度の被保護者は対象外です。 ※申請は平成26年1月1日現在において住民登録がある市町村で行います。	平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方 ※臨時福祉給付金の対象者は対象外です。
金額	1人1万円 ※次の受給者は5千円が加算されます。（重複加算はありません） 高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金・児童扶養手当・特別障害者手当 等	児童1人1万円
申請時必要書類	①申請書（7月15日に対象となる可能性のある方へ発送します） ②本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証・旅券の写し・健康保険証） ③指定した口座が確認できる書類（金融機関名・口座番号・口座名義人〔カナ〕がわかる通帳の写し）	
申請方法	(1)郵送提出：〒289-1392 山武市殿台296番地 山武市社会福祉課臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口※同封の返信用封筒をご利用ください。 (2)窓口提出：山武市役所3階臨時福祉給付金・子育て世帯特例給付金窓口 受付時間8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始は除きます）	
申請期間	平成26年7月16日から平成27年1月16日（郵送の場合は当日消印有効）	

※この2つの給付金は、別の制度です。受け取ることができるのはどちらか1つの給付金であり、両方受け取ることができません。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。 ※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



※対象となると思われる方で7月後半になっても申請書が届かない場合はお問い合わせください。

☎ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル ☎(80)0033